

平成 30 年度定期的な報告の実施方針について

平成 30 年度のマイナンバー法に基づく地方公共団体に対する定期的な報告を実施するに当たり、平成 29 年度の報告内容等を踏まえ、以下の方針により実施したい。

➤ **報告依頼・提出時期**

4月下旬～5月中旬に報告依頼を行い、6月末を報告期限とする。

➤ **報告内容**

平成 29 年7月に開始した情報連携に係る体制整備状況及び平成 29 年度定期報告のフォローアップを内容とする。

● **情報連携に係る体制整備**

情報連携を行うに当たっての安全管理措置の実施状況

● **平成 29 年度定期報告のフォローアップ**

平成 29 年度定期報告において報告のあった安全管理措置の実施状況（28 年度の実施状況）に関し、平成 29 年度中に実施した追加の措置等

※安全管理措置を実施する上での課題を含む

（以 上）